

次期障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）策定に向けた
世田谷区自立支援協議会からの意見（重点項目）

資料6 別紙

下線表記：二次意見

項番	項目	現状・根拠の例	目指す方向性・対応策の例
1	地域移行の推進と定着支援	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の退院後の生活においては、本人意思を尊重した支援が必要である。 退院後、地域で受けられる支援が未だ充実していない。 地域移行に関する計画の数値目標が不十分である。 本人の意見、障害特性、タイミングに応じた柔軟な地域移行が進まない。 住まいの確保や、移行後のサービス利用（GH、ホームヘルプ）の面で障害者本人の不安を拭ききれていない。 やむを得ず地方の精神科病院に入院している区民がいる。 自立生活援助の受け入れ業者が不十分で実績が乏しい。 土日の居場所が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康に関して常に安心できる生活。 安心安全な居場所がある環境。 退院直後、体験宿泊が可能な設備等、地域での受入れ・サービスの拡大。 既に地域移行した方からのアドバイスが聞ける場の提供。 ピアサポート・ピア活動支援の活用。 地域移行計画に具体的目標数値を設定する。 通過型GHの数、定員の拡充。 区外入院者を地域に戻す仕組みの構築。 退院促進等の数値と連動した自立生活援助の充実について計画に明記する。 土日等の区立福祉施設の利用について、当該施設の運営法人以外の活動団体でも可能とする。
2	日中活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 土日にかかわらず、安心安全な活動場所の確保が必要である 地域で障害者本人が活躍できる場や、地域一体となって集まれる活動、イベントが少ない。 恋愛や性などの悩みを相談できる専門機関がない。 「通所施設から18時以降に帰宅してほしい」等、現行のサービスと本人、家族とのニーズが乖離している。 就労施設で働くまでの間に、障害者が就労に対し自信をつける場所が少ない。 土日祝にヘルパーや移動支援を思うように利用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中活動が充実できる活動場所がある。 余暇活動できる場所がある。 気軽に集まれる場をつくる。 商店街の方と障害者本人で協働するためのイベントチームを作る。 様々なことを相談できる機関や当事者同士で悩みを話せる場を作る。 通所施設から帰宅後（夕方～夜にかけて）本人が過ごせる居場所・必要な支援が受けられる場（トワイライトサービス等）を作る。 デイケア、地域活動支援センターの増設。 ヘルパー事業所及びその従事者の増加。土日祝の区立施設利用の制限緩和。
3	医療と福祉の連携支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある方が安心して医療や福祉サービスを受けられる支援の体制が必要である。 転居先で受信できなかつたり、慣れていない病院に急遽受診することになった時、医療機関から診察を断られることがあった。 適切な服薬管理が出来ない等の問題がある。 障害の程度によって受診ができない医療機関もある。 退院直前になって、支援者が唐突に退院カンファレンスに呼ばれることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉（障害・高齢）と医療・教育機関との情報共有の強化。 必要な時にどこでも受信が受けられるような医療機関同士が連携できるシステムを構築してほしい。 福祉・医療・教育の枠を超えたネットワークの構築。 障害がある方の受診機会の充実。 訪問看護STや医療ケアを行える事業所の設置を推進する。 医療・福祉の連携による、退院までの流れ、スケジュール等のルールの構築。
4	居住支援・社会活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 住まい（グループホーム・アパート等）の不足。特に、50歳以上が利用できるグループホーム、精神障害者の通過型、滞在型。 障害者が1人で住める住宅が少なく、住まいが限定されてしまう。 住まいに関する情報の伝達不足。 障害児を預ける場所が少ない。 グループホーム退去後の金銭管理ができず、生活が破綻する当事者が多い。 就労移行より就職した場合、就労が長続きしないことが多い。 依存症の人が地域で生活しづらい。 就労継続B型通所施設の工賃がなかなか上がらない。 高齢の親と当事者が安心して暮らせる施設がない。 重度障害者や医療が必要な方向けの短期入所先が少ない。また、未就学児のショートステイや長く泊まれる施設が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害別ごとのグループホーム整備目標の設定。 区内の空き部屋等を活用した、様々なタイプのグループホーム数の増加。 民間賃貸業者や居住支援法人与連携し、住居を探すシステムの構築。 不動産業者・家主等への障害者差別解消法の周知徹底。 障害がある方の雇用・就労や経済的自立の支援充実。 農業と福祉のコラボや生産緑地借入システム導入。 障害の程度に関わらず利用できるレスパイトサービスの創設。 成年後見の普及、退去後の相談・支援体制の強化。 就労定着支援等の普及、就労先と一体となった利用者支援体制の構築。 依存症回復施設や依存症専門のグループホームの創設。 施設等での製品の販売拡充（ネット販売等）による工賃向上取組みへの政策的な支援。 親子で介護・支援を受けられるサービス（シェアハウス等）を作る。 病院への短期入所施設の設置等、医療と福祉の連携をより強化したサービスの構築。 長期間の入所が可能な短期入所施設の設置。

項番	項目	現状・根拠の例	目指す方向性・対応策の例
5	相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・誰にでもわかりやすい相談支援体制が構築されていないので、支援を受けられない、手が行き届かない世帯がある。また、相談件数が増えるにつれ問い合わせが増加し、個々の対応に時間がかかるようになった。 ・相談窓口が多数あってどこに相談してよいかわからない。相談するのが負担な方への支援が不足している。 ・地域包括ケアをうまく活用できていない。 ・夜間支援者の不足。 ・就労支援事業所の運営・経営の安定化が必要。 ・退院支援等、まず誰に相談してよいかわかりにくい。 ・外国人（日本語が話せない）に関する相談支援体制が希薄。 ・保護者の理解面の課題や、児童に関するサービスの制限等により、児童に対する相談が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状相談につながっていない世帯への対応強化。 ・相談から支援までの迅速化に向けた、相談事業者の拡充および窓口の一本化への検討。 ・サービス情報に係るHPを検索しやすいよう改善し、相談員の作業能率向上を図る。 ・声をあげやすいシステムの構築。 ・地域住民と相談支援事業者の連携システムの整備。 ・地域包括ケアシステムの意義・役割等の支援者及び本人への周知。 ・様々な機関が迅速に連携できる仕組みの構築。 ・様々な相談事業所が集合し総合的に相談できる場（モール/相談ビル）の設置。 ・夜間相談窓口設置の推進。 ・介護支援専門員と相談支援専門員との連携体制構築。 ・退院に係る連絡系統の明確化した退院促進マニュアル等を作成し、当事者にわかりやすく周知する。 ・日本語以外の案内文や契約書の作成の推進（翻訳機の活用促進）。 ・児童が利用できるサービスの拡充。 ・親子で情緒的なつながりを持てる場所の提供。
6	保健福祉人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材は恒久的に不足しているが、特にヘルパー人材不足が突出している。 ・利用者の数に対して相談支援専門員の数が圧倒的に足りない。 ・医療的ケアにかかわらず看護師の不足。 ・グループホーム関係者の不足。 ・同性介護を確保するための男性介護者が不足している。 ・ケアマネ（介護支援員）の障害サービスに対する理解度が不足している。 ・障害者に対する接し方や対応がわからず、不安を抱く支援者がいる。 ・障害福祉サービスの理解が不足している支援者がいる。 ・賃金改善格差による若年層の確保が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政・民間との協働による福祉人材育成の強化。 ・障害がある方と支援者とのつなぎの仕組み作り。 ・日中対応の人材の充実。 ・相談支援事業所の増加を促すための取組みの充実。 ・自立生活援助に対応できる事業者の育成。 ・支援者に対する区独自の補助（賃金、加算等）の創設。 ・ケアマネ、介護支援員との交流研修の実施。 ・支援者同士で話し合う場の設置、支援に関する研修の充実。 ・障害福祉サービスを詳細に学ぶ場の創設。
7	障害を理由とする差別の解消の推進、権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者側に内在する差別意識の解消。 ・合理的配慮がまだ浸透していない面がある。 ・差別されていることを訴えることができない人がいる。 ・サービス利用に必要な契約、手続きが障害者本人には負担である。 ・成年後見制度があまり浸透していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解認知を促進させるツール活用（支援ステッカー等）。 ・障害及び差別解消について、区民全体に向けた周知や啓発活動の強化。 ・障害当事者のエンパワメントに資する研修や講演会の実施。 ・多くの障害当事者の意見や声を聞く場の設定。 ・ユニバーサルデザインの推進。 ・雇用主・雇用就労先からの虐待防止の啓発。 ・相談窓口の拡充・相談しやすい環境の設定。 ・成年後見制度利用促進法に基づき、制度の啓発・普及を図る。
8	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時、緊急連絡人がいない、又は不在な時に不安がある。 ・自然災害時に、当事者が孤立したり行方不明になることがある。 ・福祉避難所の場所など、災害時にどうしてよいかわからない。 ・軽度の障害者が詐欺にあってしまうケースが頻発している。 ・家族を支援する制度（家族のレスパイト等）がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや地域の協力者を増やすための方策の充実。 ・要支援者に対しての災害時行動マニュアルを作成してほしい。また、障害者理解を深める掲示物等を積極的に展開してほしい。 ・就労支援センターを拡充したり、気軽に相談ができる相談員を拡充してほしい。 ・家族支援の方策を具体的に計画に記載する。 ・家族支援専用の相談窓口の創設。